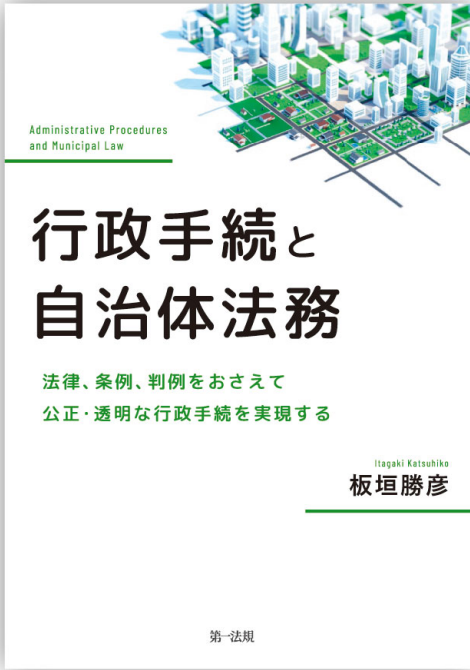


自治体の行政手続に関することならこの一冊！
行政手続法、特別法、行政手続条例の理念・制度趣旨から
実際の運用までおさえた決定版。

行政手続と自治体法務

法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する

板垣勝彦 著



A5判・248頁
定価2,860円（本体2,600円+税10%）

2 実定規定と手続規定の相違

行政処分について定める法律の条文のことを、実定規定と呼ぶ。実定規定は、要件規定と効果規定へと分かれる。【行政手続法】のときは、①要件規定、②効果規定と呼ぶ。抽象的に説明してもピンとこないと思われるので、皆さんが最も恐れる職員の懲戒処分（地方公務員法第98条1項）の規定を例に、説明を加える。自分が行政処分を受ける側ではなく、その相手の側に立ってみるのが、行政処分の「取扱い注意」であるおんを最もよく理解できるからである。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

- 第98条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- この法律もしくは第五十七条に規定する条例を制定した法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の機関若しくは地方公共団体の機関の定める規程に反したした場合
 - 職務上の義務を違反し、又は職務を怠つた場合
 - 全体の奉仕者たるにふさわしくない行為があつた場合

地方公務員法第98条1項では、行政に関する言及がない。ここには任命権者（同法6条1項）が入る。多くの場合、任命権者は長であるから、「長は、①職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員に対し、②懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる」と読

めばよい。

要件規定（①）に該当するのは、地方公務員法第98条1項1号～3号の規定に該当する場合であり、法律・条例（第1号）、職制規程（第2号）、規程（第3号）、各号の委任者たるによろしくない行為（第3号）へと分かれる。このように、懲戒処分のような不利処分の場合であれば、①には相手方が何か悪いことをした理由（第四号～第六号110号）が書き込まれている。最も争いになりやすいのは2号第2項であり、昔ながらのギョウ

争を行った労働組合員が「職務を怠つた」といえるのか（大阪高判昭和51年1月30日判時804号3頁）、最近だと教職員が卒業式で国歌を斉唱しないことが「職務上の義務を違反した」といえるのか（最高平成24年2月9日民集66巻2号183頁）といったことが争われる。

次に効果規定（②）については、戒告、減給、停職又は免職というように、相手方に与える制裁的な処分として、いくつかの選択肢（オプション、メニュー）が示されている。このとき、③の要件が満たされていないのに②の処分を行うことが許されないのは、すでに理解できることと思われる。たとえは、有給休暇を取得した者に対し、「職務を怠つた場合に」該当するとして懲戒処分を下すことは許されない。有給休暇の取得は「職務を怠つた」とはいえないからである。次に、①において憲法に抵触しない処分を下すことも、当然認められない。横浜市の職員が収容など重大な非行を犯した場合であっても、プライベートにおいて、職員から同僚20名程度の誹謗を命ずるなどということは禁じられる。できるのは、法律で定められた戒告、減給、停職、免職の4種類の処分に限られる。これは行政法の基本原則の一つである「法律の保留」とも関係してくる話であり、裏を返せば、法律で認められていない「厳重注意」などはある種の行政処分として、事実上の効果しか有しないのである。

さらに、条文上は①として認められている選択肢であったとしても、個別・具体的事情の下で行政処分を命令することは許されない場合もある。これが、裁量権の濫用・濫用という問題である（行政手続法第30条参照）。職

場のコピー用紙を1枚持ち帰った職員に対し、「全体の奉仕者たるにふさわしくない行為があったとして」③、免職の処分を下すことは（①）、きつかりせずとも、違法の存疑を認めない。

実定規定への違反は、罰則で罰せられると分かりやすい。③の要件（懲戒処分）が満たされていないのに懲戒処分を行うというのは、罰を課していないのに懲戒処分を下すのと同じようなものである。これに対し、③は満たされていない（③として認められていない）処分を下すというのは、法定罰則（0年以下の拘留）と定められている懲罰（罰法235条）で無罪の拘留罰則とか死刑判決を下すようなものと理解できる。裁量権の濫用・濫用については、シャープペンシルの芯を1本盗んだ者に対して拘留罰10年の判決を下すのは、（たとえ条文上は拘留罰10年という範囲を定めているとしても）犯した罪の重さと罰則とがバランスを欠いている。このように、実定規定に違反した処分（これを処分の実体的違法と呼ぶ）が違法であって取り消されることは、直感的に理解できる。

② 本文の規定は、懲戒処分として免職の処分を規定する（法第98条第1項）という文脈で説明しているが、コピー用紙を1枚持ち帰ったという行為について、「他の職員によるよきならい行為が行われずして懲戒処分を課せられる」という点から、当該職員が全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行ったという要件が認められる場合については懲戒処分というべきである。

3 適正手続を遵守することの意義

とて、手続規定への違反が厳しく戒められる理由は、なかなか理解しづらいところがある。先ほどの例でいうと、手続規定とは、「行政手続法第10条【必要な手続を踏んだ上】懲戒処分をすることができる」というときの【 】内の部分に相当する。一般には、①告知と聴聞、②文書の閲覧、③基準の設定・公表、④理由の提示の4つが、適正手続の原則として紹介される。

- 告知と聴聞：処分を行う前に、相手方にその内容と理由を知らず（告知）、言い分を聴くこと（聴聞）
- 文書の閲覧：特に聴聞の際に、行われようとしている処分の内容（処分となる法律（文書）の閲覧を認めることで、的確な意見を述べられるようにすること）
- 基準の設定・公表：処分を行う際に参照する基準（審査基準・処分基準）を事前に設定・公表すること
- 理由の提示：処分を行う際に、その理由を相手方に知らせること



行政手続制度の理解に不安を感じている担当、各課にも審査基準や処分基準といった行政手続の基本を理解して欲しいと考える総務・文書・法務担当必読！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

はしがき

第1章 行政手続の意義

- 1 行政処分に着目する理由
- 2 実体規定と手続規定の相違
- 3 適正手続を遵守することの意義
- 4 憲法31条と行政手続

第2章 申請に対する処分

- 1 行政処分に関する前提
- 2 申請に対する処分と事前手続
- 3 個人タクシー判決
- 4 審査基準の機能
- 5 審査基準の内容的正しさ、「二段構え」の審査、個別事情の考慮
- 6 審査基準を設定・公表していない瑕疵
- 7 標準処理期間
- 8 理由の提示
- 9 理由の提示の注意ポイント
- 10 届出
- 11 申請における「受理」「不受理」
- 12 申請と届出の挟間で
- 13 補助金交付の問題

第3章 不利益処分

- 1 総説
- 2 処分基準
- 3 聴聞と弁明の機会の付与
- 4 理由の提示の趣旨

- 5 一級建築士免許取消処分事件
- 6 理由の提示の注意ポイント
- 7 事案ごとの検討

第4章 行政指導

- 1 行政指導とは
- 2 品川マンション訴訟と武蔵野マンション訴訟
- 3 行政手続法による規律
- 4 自治体法務における工夫
- 5 行政指導が問題となる紛争事例

第5章 意見公募手続（パブリック・コメント）

- 1 行政手続法における制度創設の経緯
- 2 行政手続法の意見公募手続
- 3 自治体法務とパブリック・コメント
- 4 パブリック・コメントへの評価
- 5 パブリック・コメントの瑕疵の効力・争訟との関係

第6章 行政手続の将来

- 1 今後の行政手続法制の展開
- 2 行政立法、行政指導と行政処分の異同
- 3 行政契約と事前手続
- 4 行政計画と事前手続
- 5 事実行為と事前手続

おわりに

資料

事項索引

判例索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

行政手続と自治体法務—法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する

●定価2,860円（本体2,600円＋税10%） [コード093773]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのお購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印